

## 共同募金重点事業助成要領

1 趣旨	市民から寄せられた募金について、施設の修繕や備品購入に要する経費に対し、重点的に助成することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
2 助成対象団体等	重点事業助成を申請することができる団体は、市民の福祉向上に関する事業を行う民間施設及び団体です。
3 助成対象とならない団体・事業等	次に該当する団体や事業は、助成の対象となりません。 (1) 団体設立後、1年を経過しない団体等 (2) 国又は地方公共団体が経営している事業 (3) 政治、宗教等の運動の手段として行われている事業 (4) 営利を目的としている事業 (5) 助成金以外の財源で実施することが適当と認められる事業 (6) 過去3年間にこの助成を受けた施設・団体
4 助成対象事業	・重点事業助成は、次の事業への助成とし、いずれも助成当該年度に実施するものを対象とします。(すでに完了、購入されている備品や、他の助成事業の対象となっているものは対象となりません。) (1) 施設修繕(ただし、国・地方公共団体所有の施設を除きます。) (2) 備品購入 例:車いす、コピー機、パソコンなど なお、自動車は対象になりません。
5 助成金の上限	重点事業助成金の限度額は、予算の範囲内で、次のとおりとします。 ・上記(1)の事業費の場合は、事業費の2分の1 ※ただし、50万円を限度とする。 ・上記(2)の事業費の場合は、事業費の3分の1 ※ただし、30万円を限度とする。
6 助成の申請	助成を希望する団体は、次の書類を添えて助成申請をしてください。 (1) 助成申請書 (2) 事業費の見積書とカタログ(内容と金額がわかるもの) (3) 助成金事業明細書 (4) 団体の申請前年度事業計画書及び予算書
7 申請期間	申請受付期間は、平成29年1月23日(月)～2月17日(金)です。
8 助成の決定	・助成先及び助成額は、白山市共同募金委員会運営委員会及び審査委員会で決定されます。 ・申請団体が多い場合、助成件数及び助成金額を限定することもあります。
9 助成金の交付	助成決定通知送付後事業を実施し、完了後に報告書を提出いただくと、助成金が交付されます。
10 事業の報告	事業完了後、事業実績報告書を提出してください。その際、事業内容記載のパンフレット、写真、領収書のコピー等を提出してください。
11 共同募金助成金の明記	助成を受ける団体等は、事業計画、予算・決算書及び購入した備品に、その事業が共同募金の助成事業であることを必ず明示してください。
12 申請内容の変更	事業の大幅な変更がある場合(事業費の10%以上の増減)、事業を実施できなくなった場合、助成金を返還していただくことがあります。
13 助成金の経理	助成金の使途経理については、常に内容を明確にしておいてください。
14 助成の取消処分	助成を受けた者が、助成金を申請事業以外に使用した場合は、助成取り消し処分となり、助成金の全額を返還していただきます。
15 申請資格の停止	助成取り消しの処分を受けた団体は、取り消された日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、助成申請をすることができなくなります。

